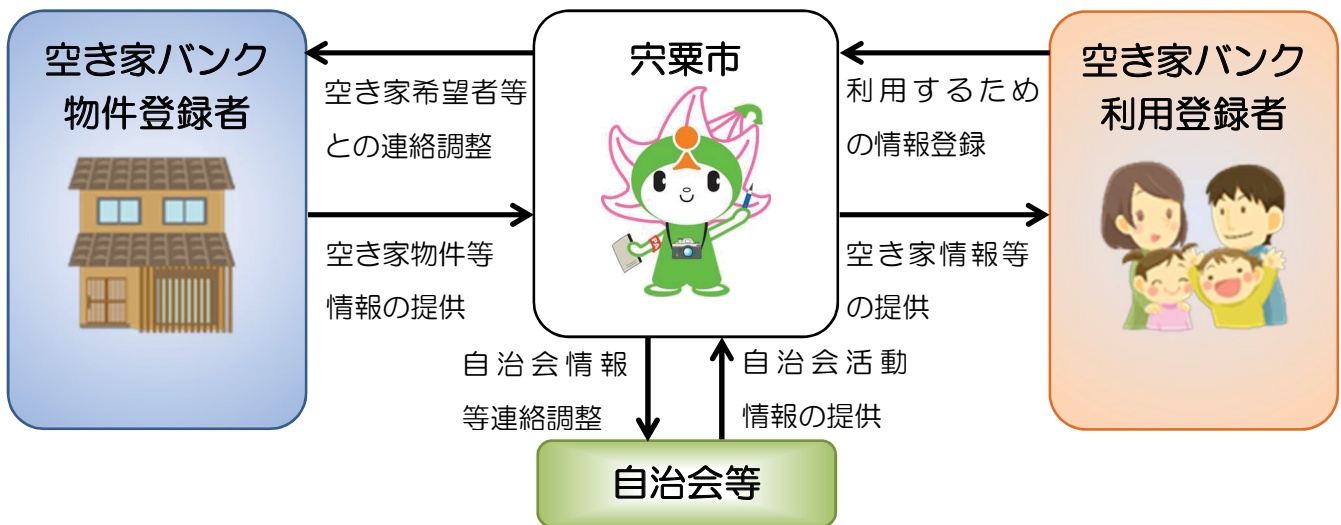


空栗 空き家バンクのご案内

「空き家バンク」は空き家を提供したい方(物件登録者)と、空き家を利用して定住したい方(利用登録者)を結びつけるための仕組みです。美しい自然に囲まれた空栗での生活は、ゆっくりと時間が流れるスローライフを楽しみたい人にピッタリです。空栗にゆかりのある方、空栗に興味のある方など、空栗で新生活を楽しみませんか？

1. 空き家バンクの仕組み

空き家バンクは空き家所有者が空栗市に空き家情報を提供し、その空き家情報を市が居住希望者に情報提供することで所有者と居住希望者をつなぐ仕組みとなっています。



2. 登録に必要なこと

下記の書類を郵送又は 建設部住宅土地政策課 の窓口に提出ください。

	利用登録者の提出書類
必要書類	空き家バンク利用登録申込書 空き家利用登録カード、誓約書 本人確認書類（運転免許書等のコピー）
書類提出後 について	ご希望の物件情報のより詳しい情報をお知らせすることが可能ですので、お問合せください。

3. 注意事項

賃貸・売買の物件交渉には物件登録者と利用登録者の間で行います。物件に関する売買又は賃貸の媒介することについては、(一社)兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部に依頼ください。

4. 問合せ先

空栗市 建設部 住宅土地政策課 〒671-2593 空栗市山崎町中広瀬133-6
TEL:0790-63-3166 FAX:0790-62-9939 E-Mail:akiyataisaku-kk@city.shiso.lg.jp

空栗市空き家バンクホームページ

<https://www.city.shiso.lg.jp/cgi-bin/recruit.php/2/list>



空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

宍粟市長 様

住 所（所在地）

（ふりがな）

氏 名（名称及び代表者名）

㊟

宍粟市空き家バンク実施要綱第8条の規定により、下記のとおり空き家バンクの利用登録を申し込みます。

記

- 1 契約交渉については、当事者間で行うか、又は一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）へ媒介を依頼します。併せて、宅建協会へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙「空き家利用者登録カード（様式第8号）」に記載のとおりです。
- 3 登録内容について、自治会及び物件登録者へ情報の提供を承諾いたします。
- 4 私及び同居者又は共同利用者は、宍粟市暴力団排除推進条例（平成24年宍粟市条例第4号）第2条第3号の暴力団員及び同条第4号の暴力団密接関係者でないことを誓約し、登録内容を警察照会に利用することに同意します。

空き家利用者登録カード 登録番号 (-)

ふりがな					
氏名 (名称及び代表者)					
住所 (所在地)	〒 (-)				
生年月日	・	・	年齢		職業(業種)
連絡先	電話				
	携帯電話				
	F A X				
	メールアドレス				
緊急時の連絡先 (申請者以外の連絡先)	氏名			関係	
	住所			電話	
同居者又は 共同利用者の構成	氏名		続柄		生年月日
	氏名		続柄		生年月日
	氏名		続柄		生年月日
	氏名		続柄		生年月日
	氏名		続柄		生年月日
移転希望 の理由	目的	1. 田舎暮らしで定住したい。 2. セカンドハウスとして利用したい。 3. 就農(農業)したい。 4. 田舎で就職したい。 5. 経済、教育、文化、芸術活動等()をしたい。 6. その他()			
希望物件 及び条件	希望地区				
	希望住居				
	希望物件				
	希望賃貸・価格				
	立地・環境条件				
	その他希望				
相談記録 内容処理状況	・				
	・				
	・				
	・				
	・				
受付日	年 月 日 ()			担当	
受付方法	来庁 ・ FAX ・ 電話 ・ 郵送 ・ mail				
備考					

空き家バンク利用誓約書（利用希望者用）

私は、宍粟市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）の利用にあたり、宍粟市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で申し込みます。

また、申込書や登録カードの記載事項に偽りはなく、私と空き家バンク「登録者」の間で行う交渉・契約には誠意をもって対応するとともに、交渉・契約に関する問題が起きた場合は、私と「登録者」の間で責任をもって解決することを誓約します。

なお、空き家バンクを利用することで得られた情報については、利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

さらに、空き家の利活用については、宍粟市の自然環境、災害リスク（地震・土砂災害・その他災害）、生活文化、近隣関係等への理解を深め、物件を購入・賃借したときは、当該物件が所在する自治会の規約等に従い、自治会費等の支払いに応じ、地域との協調・連帯に努めることを誓います。また、金銭や近隣トラブル等の問題が生じた場合は当事者同士で解決することを誓約します。

【注意事項】

- 物件の交渉申込をされる場合は、交渉申込書の提出をお願いします。
- 空き家バンクで配信している物件情報は、登録者の申請によるもので、実際の情報と異なる場合があります。見学時や交渉の際には必ず登録者に確認してください。
- 空き家バンクで配信している希望売買価格については、登録者が希望する価格です。最終的な価格や条件等については、登録者との交渉で決定してください。また、物件購入時には、物件購入費用以外に「租税」、「登記費用」、「仲介手数料」、「その他諸経費」が必要な場合があります。
- 物件を購入・賃借する際には、近隣への挨拶を行うなど近隣に配慮した誠意ある対応に努めてください。登録者や近隣住民との、交渉、契約、トラブルに関しては責任を持ってませんので、当事者同士で解決するようにお願いします。
- 当事者間のみでの契約は、多くの危険を伴いますので、市では、宅地建物取引業者の媒介を推奨しています。媒介に関してご要望があれば、（一社）兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部を紹介します。
- 交渉の結果、契約が成立した場合は、成約報告書の提出をお願いします。

上記のすべての内容について誓約、了承したうえで、宍粟市長に空き家バンクの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印